

平成28年度  
申請分！！



# 三浦市経済対策利子補給金交付制度

## 事業主のみなさまへ！ 利子補給が受けられます



- ☆対象者 三浦市内で1年以上引き続き事業を営んでいる方（個人の方は1年以上引き続き市内に居住している方）で市税等に滞納がない中小企業者
- ☆対象資金 **平成28年11月1日から同年12月31日までの期間に三浦市内等金融機関<sup>※注1</sup>で受けられた事業資金**
- ☆補給期間 借入日から6月を限度とします。
- ☆補給額 借入金額の内、**1事業者当たり合計借入金額 1,000万円を限度として、当該借入金額に係る補給期間の貸付利子相当額（年率1%以内、限度額5万円）を補給します。**
- ※なお、当該融資について、三浦市の別の利子補給制度をご利用されている場合は、本制度による利子補給はご利用いただけませんのでご注意ください。
- ☆申請手続き **平成29年1月20日まで**に三浦市観光商工課までお申し込み下さい。
- ☆詳細につきましては、三浦市観光商工課及び市内金融機関等へお問合せ願います。

（お問合せ先）  
三浦市内等金融機関融資窓口  
三浦市役所 観光商工課

提出場所：三浦市三崎5-245-7 魚市場4階  
郵送先：三浦市城山町1-1 三浦市役所観光商工課宛  
電話番号：046-882-1111 内線77324  
FAX番号：046-882-5010

注1：三浦市内等金融機関

- ・横浜銀行 三崎支店
- ・スルガ銀行 三浦海岸支店
- ・かながわ信用金庫 三崎・岬陽・三浦海岸支店
- ・湘南信用金庫 三崎・三浦海岸支店
- ・三浦市農業協同組合 本店
- ・日本政策金融公庫 横浜支店